



神奈川県
福祉子どもみらい局青少年課

令和4年度 神奈川県社会環境実態調査結果

令和5年3月

目 次

I	調査の概要	2
II	調査結果	4
1	インターネットカフェ・まんが喫茶	
(1)	調査実施店舗数(営業区分別)	4
(2)	客席の状況	4
(3)	条例に基づく措置	5
(4)	自主規制の状況	7
(5)	自動販売機の設置状況	8
2	ドラッグストア	
(1)	調査実施店舗数(営業区分別)	10
(2)	20歳未満と思われる者の年齢確認の方法	10
(3)	20歳未満と思われる者の判断基準	10
III	単純集計一覧表	11
IV	令和4年度社会環境実態調査実施要領	14
図表1	インターネットカフェ・まんが喫茶の調査項目	3
図表2	ドラッグストアの調査項目	3
図表3	直近3ヶ年度の調査実施店舗数(営業区分別)	4
図表4	客席の状況	4
図表5	深夜立入禁止の表示	5
図表6	フィルタリング等の措置状況	6
図表7	条例順守状況の推移	6
図表8	年齢確認・18歳未満のオープン席利用の状況	7
図表9	自主規制等実施状況の推移	7
図表10	たばこ・酒類自動販売機の設置状況	8
図表11	たばこ自販機の年齢識別装置の設置状況	9
図表12	酒類自販機の年齢識別装置の設置状況	9
図表13	たばこ・酒類取扱い状況	10
図表14	年齢確認の方法	10
図表15	インターネットカフェ・まんが喫茶集計結果(市町村別)	11
図表16	ドラッグストア集計結果(市町村別)	13

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に大きな影響を与えると考えられる各種営業の実態や神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という）の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、県と市町村が協力して調査を行うものである。

2 調査期間

令和4年7月1日～令和4年9月30日

※ 内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（例年7月実施）と協調するため毎年7月～9月を主な調査期間としている。

3 調査方法

調査は、各市町村職員や青少年指導員等が調査期間中に対象店舗に赴き、従業者からの聞き取り及び店舗内の視認によって行った。

調査対象は県青少年課が指定した店舗とし、調査項目や確認事項は県青少年課が作成した調査票及びマニュアルに基づいて行った。

4 調査実施店舗数

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、調査件数を300件程度としたうえで、インターネットカフェ、まんが喫茶およびドラッグストアへ調査を実施した。

それぞれの調査実施店舗数は以下のとおりである。

- インターネットカフェ・まんが喫茶：76店舗
- ドラッグストア：212店舗

インターネットカフェ・まんが喫茶は、県が把握している全ての店舗を調査した。

ドラッグストアは、青少年が比較的多く集まると考えられる駅周辺の店舗を中心に、インターネットカフェ・まんが喫茶と合わせて調査件数が約300件となるよう選出した。

なお、閉店等により調査を実施しなかった店舗は件数に含めない。

5 調査項目

インターネットカフェ・まんが喫茶及びドラッグストアの調査では、それぞれ次表に示す項目について視認または聞き取りにより状況確認を行った。

(1) インターネットカフェ・まんが喫茶

調査項目	内容	確認方法
営業区分	インターネットカフェ (※ インターネットを利用できる店舗)	視認／ 聞き取り
	まんが喫茶 (※ まんが等の図書類を閲覧できる店舗)	
	インターネットカフェ・まんが喫茶	
客席の状況	ペアシート等の有無	視認／ 聞き取り
	外部からのペアシート等内部の見通しの有無	
	ペアシート等の内鍵の有無	
条例に基づく措置	深夜営業の状況 (営業時間の確認) ・ 23 時までに閉店 (深夜営業なし) ・ 23 時以降閉店 (深夜営業あり) ・ 24 時間営業 (深夜営業あり)	聞き取り
	18 歳未満の深夜立入禁止の表示の有無	視認
	18 歳未満の有害サイトの閲覧制限措置 ・ フィルタリング導入 ・ その他の適切な方法による措置 ・ いずれの措置なし	聞き取り
自主規制の状況	18 歳未満と思われる者の年齢確認の有無	聞き取り
	18 歳未満の者のオープン席利用の有無	聞き取り
自動販売機の設置状況	たばこ自動販売機・年齢識別装置の有無	視認
	酒類自動販売機・年齢識別装置の有無	視認

図表 1 インターネットカフェ・まんが喫茶の調査項目

(2) ドラッグストア

調査項目	内容	確認方法
営業区分	たばこ・酒類の取扱いの有無	聞き取り
年齢確認方法	・ 口頭・タッチパネル等による確認 ・ 証明書等の提示を求める ・ 従業員に判断を委ねている ・ その他の方法により実施 ・ いずれの措置もなし	聞き取り
判断基準	・ 制服着用や容姿から明らかに 20 歳未満と思われる者 ・ 30 代未満に見える者 ・ 従業員に判断を委ねている ・ その他	聞き取り

図表 2 ドラッグストアの調査項目

II 調査結果

1 インターネットカフェ・まんが喫茶（76 店舗）（平成 18 年度調査開始）

（1）調査実施店舗数（営業区分別）

インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分別の調査店舗数を下表に示す。

営業区分		H30	R1	R4
インターネットカフェ	店舗数（件）	2	3	3
	前回比（%）	100.0	150.0	100.0
まんが喫茶	店舗数（件）	0	0	0
	前回比（%）	-	-	-
インターネットカフェ ・まんが喫茶	店舗数（件）	95	78	73
	前回比（%）	104.4	82.1	93.6
合 計	店舗数（件）	97	81	76
	前回比（%）	104.3	83.5	93.8

図表 3 直近 3 ヶ年度の調査実施店舗数（営業区分別）

今年度は、インターネットカフェ・まんが喫茶が73店舗、インターネットカフェが3店舗、まんが喫茶は該当がなかった。調査に赴いたが閉店していた店舗(14件)と調査拒否等により調査未実施の店舗(5件)は調査件数に含まない。

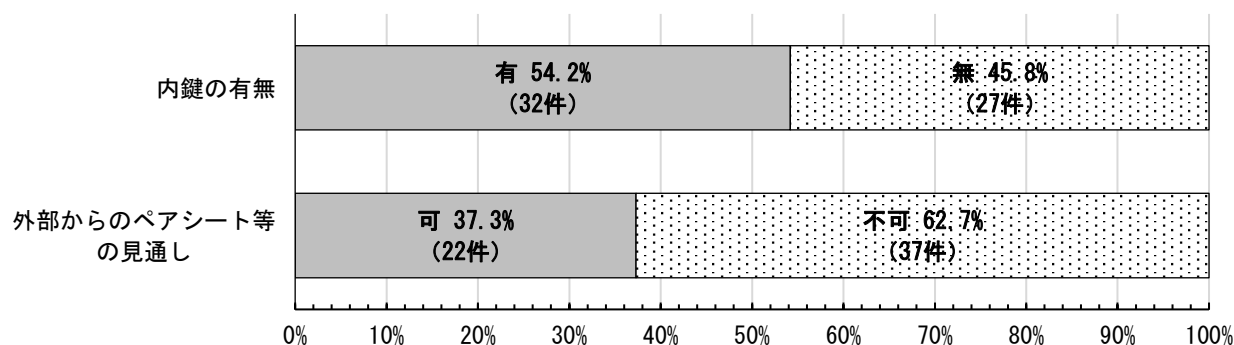
なお、令和 2～3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により例年通りの調査を行えず、比較ができないため表から除いている。

（2）客席の状況

ペアシート（2名以上で利用できるブース席）の設置状況について調査を行った。

結果は、ペアシートを設置している店舗が59件だった。この内、ペアシート内部の様子を外部から見通すことができない店舗は 37 件あり、ペアシートの内側から鍵を掛けることができる店舗は 32 件だった。

なお、内部の見通すことができずかつ内鍵を掛けることができる構造により、従業員等が室内を確認することが困難なペアシートのある店舗は 26 件だった。



図表 4 客席の状況（N=59）

(3) 条例に基づく措置

① 深夜営業の状況

深夜営業の実施の有無について調査を行った。

結果は、調査を実施した 76 店舗全て深夜営業を行っていた。また、全て 24 時間営業の店舗だった。

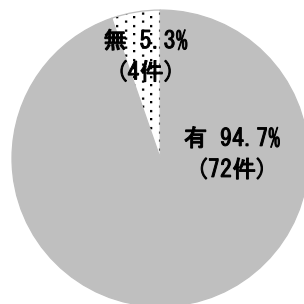
平成 25 年度以降、概ね全ての店舗で 24 時間営業の状況が継続している。

② 18 歳未満の深夜立入禁止の表示

神奈川県では、条例第26条の規定により、インターネットカフェ・まんが喫茶の経営者等が深夜において当該施設を青少年に利用させることのないよう定めており、また、同条により当該施設の経営者等が深夜における当該施設の青少年の利用を禁止する旨を表示しなければならないことを定めている。

この規定の順守状況を確認するため、各店舗が深夜における18歳未満の立入を禁止する旨を表示しているか調査を行った。

結果は、表示がされている店舗が 72 件、表示がされていない店舗が 4 件だった。



図表 5 深夜立入禁止の表示 (N=76)

青少年保護育成条例【第26条】関係

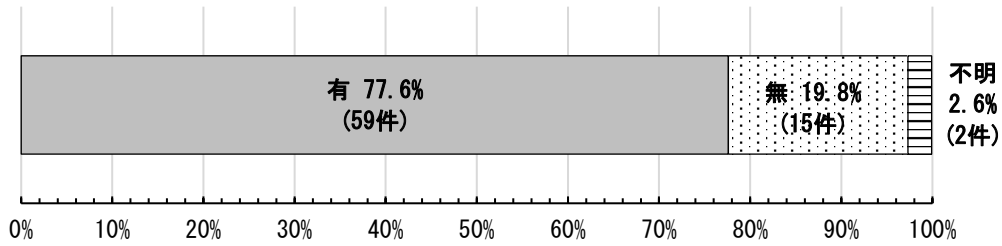
- インターネットカフェ・まんが喫茶等の経営者は、深夜において当該施設を青少年に利用させてはならない。(30万円以下の罰金)
- 当該施設の経営者は、深夜にその施設を営業する場合は、深夜における青少年の利用を禁止する旨を表示しなければならない。(10万円以下の罰金)

③ フィルタリング等の措置状況

神奈川県では、条例第 35 条の規定により、インターネットカフェ・まんが喫茶の経営者等が青少年にインターネット端末を利用させる場合、フィルタリングサービスの利用等により青少年が有害サイトにアクセスすることのないよう努めることを定めている。

この規定の順守状況を確認するため、各店舗がフィルタリング等により有害サイト閲覧防止措置を設けているか調査を行った。

結果は、フィルタリング導入等の措置を行っている店舗が 59 件、措置を行っていない店舗が 15 件だった。



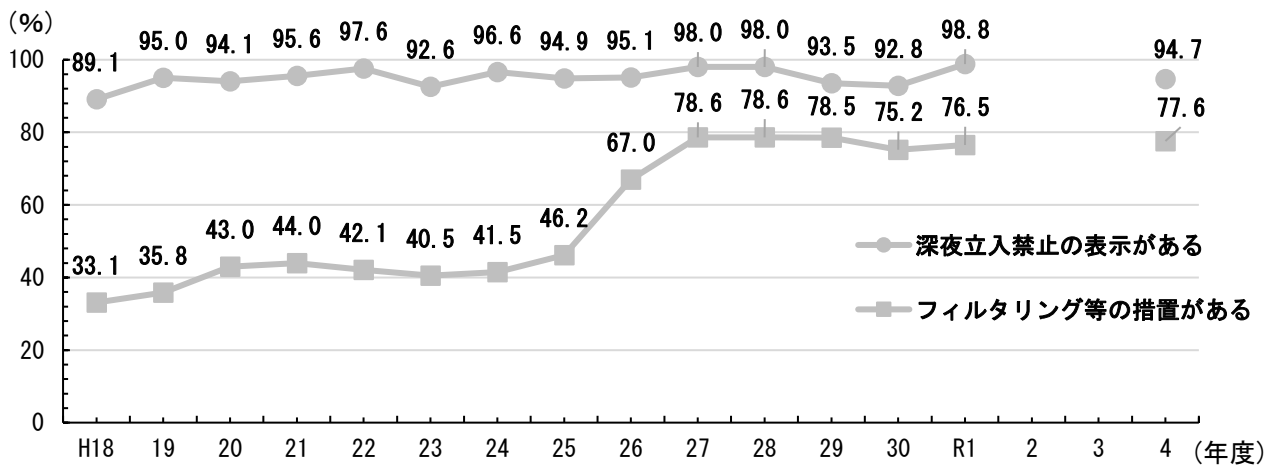
図表6 フィルタリング等の措置状況 (N=76)

青少年保護育成条例【第35条】関係

- インターネットカフェ・まんが喫茶等の経営者は、インターネット利用端末を青少年に利用させるに当たっては、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用する等、適切な方法により青少年の有害情報の閲覧を防止するよう努めなければならない。

④ 条例順守状況の推移

調査を開始した平成18年度以降の、条例の順守状況の推移は以下のとおりである。



図表7 条例順守状況の推移

- ※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当該業種に対して調査を実施しなかった。
- ※ 令和3年度は、同上により、過去の立入調査等で条例違反の疑いがあった店舗のみを調査対象としたことで調査件数が例年と大きく異なる為、調査結果をグラフに表していない。

18歳未満深夜立入禁止の表示を行っている店舗は、平成19年度から継続して9割以上で推移しており、今年度も9割を超えた。

フィルタリング等の有害情報閲覧防止の措置を行っている店舗は、平成26～27年度にかけて大きく増加して以降は7割後半と横ばいの状況が続いている。

(4) 自主規制の状況

日本複合カフェ協会では、業界団体の自主規制として、年齢確認や未成年者の利用時間の制限、18歳未満はオープン席を利用させるなどの取組を実施している。

① 年齢確認

18歳未満と思われる者に対して年齢確認を行っているか調査した。

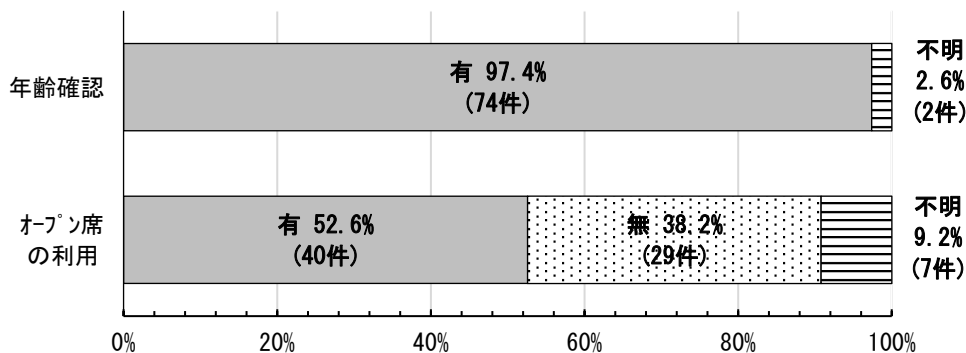
年齢確認の方法は、入店時に運転免許証等の身分証の提示を求めるか、身分証による年齢確認を行ったうえで作成される会員証等の提示を求める必要がある。

結果は、確認を行えなかった2件を除く全ての店舗で年齢確認を行っていた。

② 18歳未満のオープン席利用

18歳未満に対してはオープン席を利用させているか調査を行った。

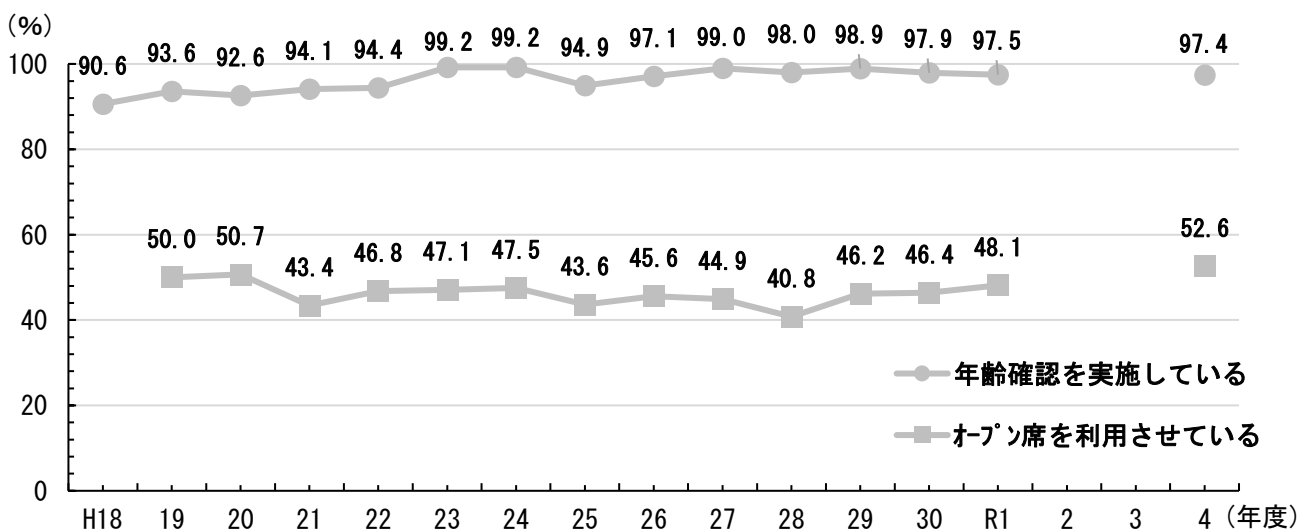
結果は、オープン席を利用させている店舗が40件、利用させていない店舗が29件だった。



図表8 年齢確認・18歳未満のオープン席利用の状況 (N=76)

③ 自主規制等実施状況の推移

調査を開始した平成18年度以降の自主規制の実施状況の推移を以下に示す。



図表9 自主規制等実施状況の推移

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当該業種に対して調査を実施しなかった。

※ 令和3年度は、同上により、過去の立入調査等で条例違反の疑いがあったとした店舗のみを調査対象としたことで調査件数が例年と大きく異なる為、調査結果をグラフに表していない。

年齢確認を行っている店舗は、調査を開始した平成18年度から継続して9割以上という高い水準で推移しており、今年度も同様であった。

18歳未満の者にはオープン席を利用させている店舗は、平成21年度以降4割代で推移しているが、今年度は13年ぶりに5割を超えた。

業界の自主規制

- 日本複合カフェ協会（任意加入）では、年齢確認、利用時間の制限（16歳未満は午後8時、18歳未満は午後10時以降の利用制限）、小中高校生の授業時間内の来店時の指導、18歳未満はオープン席利用（フィルタリング等の措置があるブース席はその限りではない）、20歳未満の喫煙飲酒防止対策、補導活動への強力、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など、青少年健全育成のための取組を行っている。（日本複合カフェ協会運営ガイドラインより）

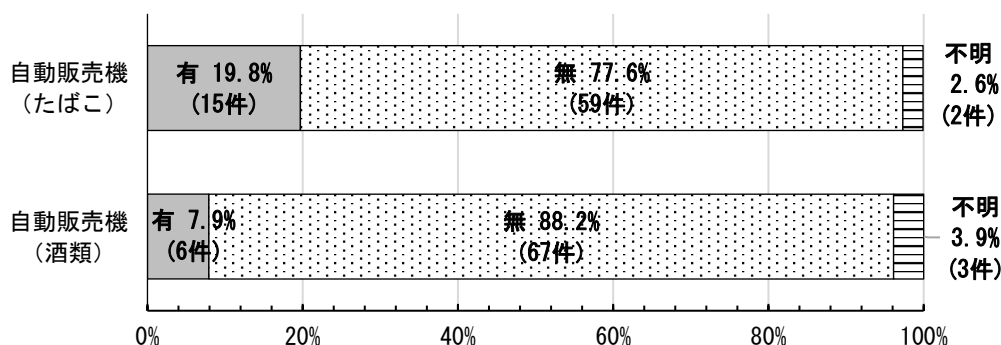
（5）自動販売機の設置状況

神奈川県では、青少年喫煙飲酒防止条例第9条の規定により、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、年齢識別装置を設置するなど購入しようとする者の年齢を確認するための措置を設けることを定めている。

① たばこ・酒類自動販売機の設置状況

自動販売機の設置の有無を調査した。

結果は、たばこ自動販売機を設置している店舗が15件、設置していない店舗が59件。また、酒類自動販売機を設置している店舗が6件、設置していない店舗が67件だった。

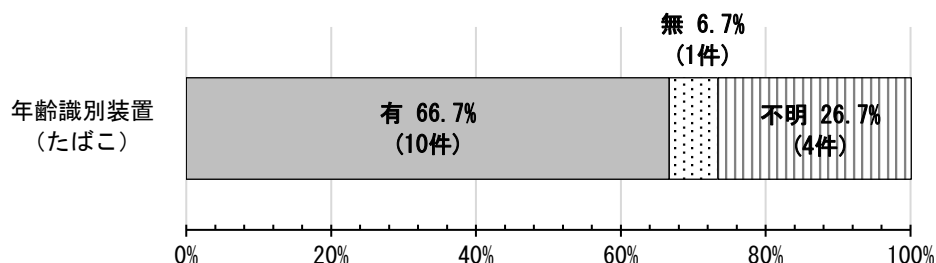


図表10 たばこ・酒類自動販売機の設置状況 (N=76)

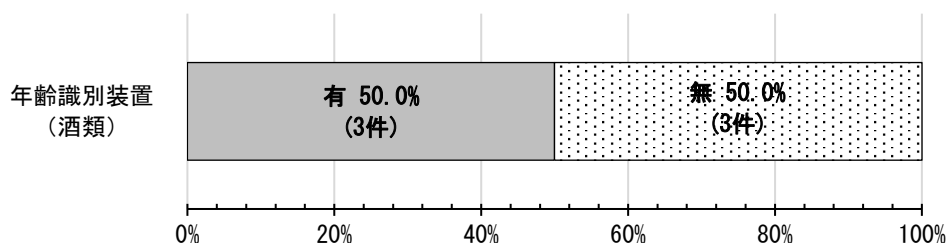
② 年齢識別装置の設置状況

自動販売機を設置している店舗について、年齢識別装置の設置の有無を調査した。

結果は、たばこ自動販売機を設置している 15 件の内、設置している店舗が 10 件、設置していない店舗が 1 件だった。また、酒類自動販売機を設置している 6 件の内、設置している店舗が 3 件、設置していない店舗が 3 件だった。



図表 11 たばこ自販機の年齢識別装置の設置状況 (N=15)



図表 12 酒類自販機の年齢識別装置の設置状況 (N=6)

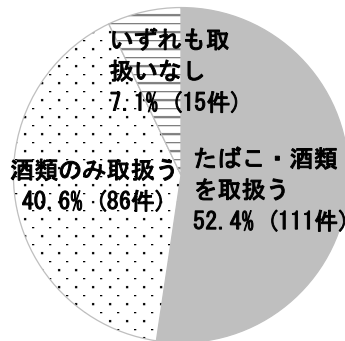
青少年喫煙飲酒防止条例【第9条】関係

- 販売業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、たばこ又は酒類を購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置（購入希望者が満 20 歳以上であることを確認できる機能）を当該自動販売機に講じなければならない。ただし、ネットカフェなど閉鎖性のある施設内に設置され、その利用が専ら当該施設の利用者に限られる場合、常時監視が可能な場所に設置するなど他の適切な管理方法をもって代えることができる。

2 ドラッグストア（212 店舗）（令和 4 年度調査開始）

（1）調査実施店舗数（取扱区分別）

ドラッグストアのたばこ・酒類の取扱い区分別の調査店舗数を下図に示す。



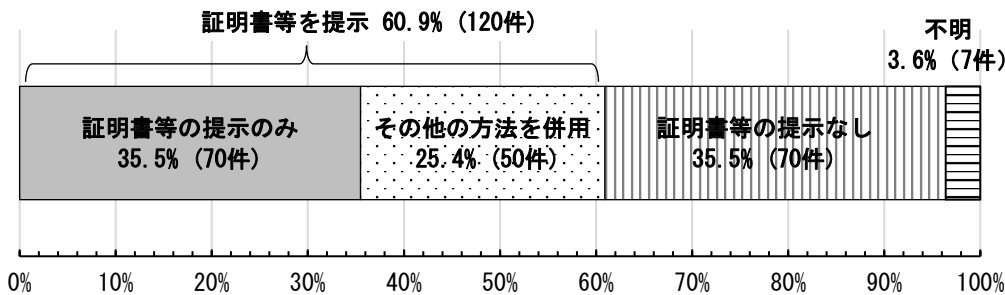
図表 13 たばこ・酒類取扱い状況 (N=212)

最も多かったのはたばこと酒類の両方を取扱っている店舗で 111 件あり、次いで酒類のみを取扱う店舗が 86 件あった。たばこのみを取扱う店舗は 0 件と該当がなく、いずれも取扱いなしの店舗は 15 件あった。

（2）20 歳未満と思われる者の年齢確認の方法

年齢確認の方法について調査を行った。

結果は、身分証明書等の提示のみの店舗が 70 件、身分証明書等の提示とタッチパネル等その他の方法を併用する店舗が 50 件、身分証明書等の提示を求めない店舗が 70 件あった。



図表 14 年齢確認の方法 (N=197)

（3）20 歳未満と思われる者の判断基準

どの程度の年代の者に年齢確認を行っているか調査を行った。

結果は、制服着用や容姿から 20 歳未満に見える者に年齢確認を行っている店舗が 91 件、30 代未満に見える者に確認している店舗が 47 件、従業員に判断を委ねている店舗が最多の 93 件、その他が 17 件だった。

複数の基準で判断している店舗が非常に多く、回答数は調査店舗の内たばこ・酒類の取扱がある店舗数 197 件を大きく上回った。また、その他が他の調査項目と比較して多く、年齢を問わず全ての客に対して確認を実施している等があった。

Ⅲ 単純集計一覧表

図表 15 インターネットカフェ・まんが喫茶集計結果（市町村別）

地域	市区町村	営業区分			(1)客席の状況						(2)条例に基づく措置								
		ア	イ	ウ	①		②		③		④			⑤		⑥			
		インターネット ネットカフェ	まんが 喫茶	まんが インターネット カフェ・ （両方あり）	ペアシート等の有無		ト外部からの 見通し		ペアシート 等の内鍵		深夜営業の状況			十八歳未満の深夜 立入禁止の表示		フィルタリング等措置			
					1 有	2 無	1 可	2 不可	1 有	2 無	1 （二十三時まで に閉店）	2 （二十三時以降 閉店）	3 （二十四時間 営業あり）			1 フィルタ リング導 入	2 その 他の 適切 な 方法 による 措置	3 い ず れ の 措 置 な し	4 不 明
政令市	横浜市	0	0	25	21	4	5	16	11	9	0	0	25	25	0	10	10	4	1
	川崎市	2	0	15	16	1	8	7	11	5	0	0	17	17	0	9	4	3	1
	相模原市	1	0	4	2	3	1	1	1	1	0	0	5	4	1	4	0	1	0
横須賀三浦地域	横須賀市	0	0	3	3	0	0	3	2	1	0	0	3	3	0	2	1	0	0
	鎌倉市	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0
	逗子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県央地域	厚木市	0	0	4	2	2	2	0	0	2	0	0	4	4	0	0	4	0	0
	大和市	0	0	2	1	1	0	1	1	0	0	0	2	1	1	1	1	0	0
	海老名市	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0
	座間市	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
	綾瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湘南地域	平塚市	0	0	4	2	2	2	0	1	1	0	0	4	3	1	2	0	2	0
	藤沢市	0	0	7	6	1	1	6	3	4	0	0	7	7	0	3	2	2	0
	茅ヶ崎市	0	0	2	1	1	0	1	0	1	0	0	2	2	0	1	1	0	0
	秦野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊勢原市	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0
	寒川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県西地域	小田原市	0	0	3	3	0	2	1	1	2	0	0	3	2	1	1	1	1	0
	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	3	0	73	59	17	22	37	32	27	0	0	76	72	4	34	25	15	2	

(3) 自主規制等店舗の状況						(4) 自動販売機の設置状況										
⑦			⑧			⑨						⑩				
十八歳未満と 思われる者の 年齢確認			十八歳未満の者の オープン席利用			たばこ自動販売機						酒類自動販売機				
						年齢 識別 装置						年齢 識別 装置				
1 有	2 無	3 不明	1 有	2 無	3 不明	1 有	ア 有	イ 無	ウ 不明	2 無	3 不明	1 有	ア 有	イ 無	2 無	3 不明
24	0	1	13	7	5	6	1	1	4	18	1	2	0	2	21	2
16	0	1	6	9	2	2	2	0	0	14	1	2	1	1	14	1
5	0	0	5	0	0	2	2	0	0	3	0	1	1	0	4	0
3	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0
1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0	0	2	2	0	1	1	0	0	3	0	0	0	0	4	0
2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0
1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0
7	0	0	3	4	0	1	1	0	0	6	0	0	0	0	7	0
2	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0	0	3	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	3	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
74	0	2	40	29	7	15	10	1	4	59	2	6	3	3	67	3

図表 16 ドラッグストア集計結果（市町村別）

地域	市区町村	営業区分					年齢確認方法					判断基準			
		①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④
		たばこのみ取扱い	酒類のみ取扱い	たばこ・酒類の両方の取扱い	取扱いなし	閉店	証明書等の提示のみ	他の方法を併用	その他の方法のみ	いずれの措置なし	不明	制服着用や容姿で判断	三十代未満に見える者	従業員の判断	その他
政令市	横浜市	0	22	28	3	1	17	11	21	0	1	24	8	34	5
	川崎市	0	9	6	1	0	2	4	8	0	1	7	2	9	2
	相模原市	0	10	13	3	0	7	13	3	0	0	12	7	9	2
横須賀三浦地域	横須賀市	0	3	5	1	0	1	0	5	0	2	0	4	3	2
	鎌倉市	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	3	0	0	0
	逗子市	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	5	0	1	0
三浦地域	三浦市	0	1	2	0	0	1	0	2	0	0	3	0	0	0
	葉山町	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0
	厚木市	0	5	1	1	0	3	1	2	0	0	0	0	2	0
県央地域	大和市	0	1	5	0	0	2	0	4	0	0	2	0	0	0
	海老名市	0	1	2	1	0	3	0	0	0	0	2	5	5	1
	座間市	0	0	3	1	0	3	0	0	0	0	3	2	4	1
	綾瀬市	0	0	2	1	0	0	0	2	0	0	3	0	0	3
	愛川町	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	3	0	0	0
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湘南地域	平塚市	0	9	5	1	0	3	3	6	0	2	0	0	2	0
	藤沢市	0	8	5	0	0	6	0	6	0	1	1	1	1	0
	茅ヶ崎市	0	5	1	0	0	1	3	2	0	0	4	1	2	0
	秦野市	0	1	3	1	0	3	0	1	0	0	0	1	2	0
	伊勢原市	0	2	1	0	0	3	0	0	0	0	6	7	5	0
	寒川町	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	4	1	1	0
	大磯町	0	2	2	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0
	二宮町	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	2	1	7	0
県西地域	小田原市	0	2	7	1	0	6	2	1	0	0	0	1	0	1
	南足柄市	0	1	4	0	0	4	0	1	0	0	3	0	1	0
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大井町	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	1	1	3	0
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0
	開成町	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0
	箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	湯河原町	0	0	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0
合計	0	86	111	15	1	70	50	70	0	7	91	47	93	17	

社会環境実態調査実施要領

第1 趣旨

この要領は、神奈川県青少年保護育成条例第44条に基づき、県が市町村及び青少年関係団体の協力により実施している社会環境実態調査等の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

本事業は、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とすることを目的とする。

第3 事業の内容

1 調査対象

本事業の調査対象業種は「インターネットカフェ・まんが喫茶」及び「ドラッグストア」とする。

2 調査期間

内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に係る活動の一環として調査を実施するため、令和4年7月を始期として9月まで実施する。

3 調査方法

青少年指導者又は市町村職員が各地域の調査対象店舗を訪問し、条例に基づく措置や業界団体の自主規制等の状況等を確認し、調査票に記録する。調査票は各市町村から各地域県政総合センターに提出し、各地域県政総合センターがとりまとめのうえ青少年課に提出する。

第4 提出書類

1 各市町村は、調査票1・2に記載された内容を調査票3・4に取りまとめ、当該地域を所管する県政総合センターに提出する。

2 各県政総合センターは、市町村から提出された調査票3・4を取りまとめ、青少年課に提出する。

第5 その他

1 傷害保険

調査に伴う事故が起きた場合、青少年指導者等が補償を受けられるよう、本事業の調査期間中、県は青少年指導者等を対象とした傷害保険に加入する。

2 市町村独自の調査

市町村は、地域の実情を踏まえ、本事業の対象となる業種以外の店舗に対し独自で調査を行う場合、これを本事業の一環として追加することができる。

附 則

この要領は、令和4年5月26日から施行する。